

養殖アユ生産衛生管理システム

生産衛生管理区分	No.	認証基準 [別表第3-7(5)(6)(7)]
I 施設立地環境のモニタリング	1, 1	養殖池における環境モニタリングについての手順書が作成されていること。
	1, 2	手順書には、下記事項が定められていること。 1. モニタリングの項目ごとの観測方法。 2. モニタリングの項目は水温、DO等が設けられていること。
	1, 3	担当者は、環境モニタリングの結果を記録し、責任者に報告すること。
II 施設・設備の構造の要件	2, 1	飼料、水産用医薬品、廃棄物等の保管施設等には大きな破損や建材の劣化が認められず、清潔に保たれていること。
	2, 2	出荷場は清潔で、鳥獣などによる汚染（糞等）を防ぐための適切な対策が講じられていること。
III 養殖池・機械・資材の保守・衛生管理	養殖池 3, 1	養殖池の使用前・使用後には適切な方法で清掃をすること。また養殖池を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒をする場合は、適切な濃度で薬剤を使用し、使用後は適切な処置を講ずること。
		3, 2 水車やポンプ等の設備については定期的な点検を行い、異常が認められたときは、速やかに適切な処置を講ずること。
		3, 3 担当者は、清掃や点検の結果を記録し、責任者に報告すること。
	機械・資材等 3, 4	日常の飼育管理に使用する機械・器具等は、汚れたらきちんと清掃され、汚れたままになっていないこと。
		3, 5 養殖用資材は放置されることなく、整頓して保管されていること。
IV 養殖魚の衛生管理	飼料	4, 1 飼料の受入・管理についての手順書が作成されていること。
		4, 2 手順書には、下記事項が定められていること。 1. 飼料（飼料添加物を含む）については、使用する全ての製品ごとに、証明書の入手による原料原産地及び飼料安全法の基準への合致の確認を年1回以上行うこと。 2. 受け入れた飼料の使用手順、保管場所に関すること。
		4, 3 飼料の受入・管理に関する内容は、下記項目について記録されていること。 受入年月日、飼料の製品名及び製造会社名、ロット番号、受入数量など。
		4, 4 担当者は、飼料の受入・管理の結果を記録し責任者に報告すること。

IV 養殖魚の衛生管理	種苗導入	4, 5	種苗導入についての手順書が作成されていること。
		4, 6	<p>手順書には、下記事項が定められていること。</p> <p>1. 証明書等により、下記事項の生産履歴を確認すること。 生産者名、種苗等生産施設の所在地、投薬履歴、使用された餌の安全性（飼料の4, 2に準ずる）など。</p> <p>2. 種苗の導入（輸送）方法など。</p>
		4, 7	<p>種苗導入に関する内容は、下記項目について記録されていること。</p> <p>導入年月日、収容先（養殖池番号）、収容量など。</p>
		4, 8	担当者は、種苗の導入の結果を記録し、責任者に報告すること。
	育成	4, 9	養殖魚が種苗導入から出荷までの生産工程において養殖池番号などにより明確に識別され、各飼育バッチごとに飼育履歴が遡及可能であること。
		4, 10	<p>飼育管理に関する内容は、下記項目について記録されていること。</p> <p>給餌年月日、給餌する飼料の種類、給餌量、へい死魚尾数など。</p>
		4, 11	担当者は、飼育管理の結果を記録し、責任者に報告すること。
	水産用医薬品	4, 12	水産用医薬品の使用基準を遵守していること。
		4, 13	水産用医薬品の受入・管理・使用についての手順書が作成されていること。
		4, 14	<p>手順書には、下記事項が定められていること。</p> <p>1. 投薬した魚群については、使用禁止期間（休薬期間を含む）に相当する日数が経過した後に出荷すること。</p> <p>2. 受け入れた水産用医薬品の使用手順、保管場所など。</p>
		4, 15	<p>水産用医薬品の受入・管理に関する内容は、下記項目について記録されていること。</p> <p>受入年月日、医薬品の製品名及び製薬会社名、ロット番号、受入数量など。</p>
		4, 16	<p>水産用医薬品の使用に関する内容は、下記項目について記録されていること。</p> <p>使用年月日、養殖池番号、尾数及び平均体重、医薬品の製品名、使用方法及び使用量、水揚げできる年月日など。</p>
		4, 17	担当者は、水産用医薬品の受入・管理・使用の結果を記録し、責任者に報告すること。
		4, 18	ワクチンを使用する場合は、指導機関から発行される「水産用ワクチン使用指導書」を保管しておくこと。

IV 養殖魚の衛生管理		4, 19	水産用抗菌剤を使用する場合は、指導機関から発行される「水産用抗菌剤使用指導書」を保管しておくこと。
	残留検査	4, 20	出荷魚の残留検査についての手順書が作成されていること。
		4, 21	<p>手順書には、下記事項が定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用禁止期間（休薬期間を含む）が定められている水産用医薬品を使用した場合は、生産衛生管理システムの検証として、年に1回以上残留検査を実施すること。 2. 検体の採取方法は、水産用医薬品を使用した養殖ポイントのうち、直近に使用禁止期間（休薬期間を含む）を経過したポイントから1尾以上の魚を採取すること。 3. 水産用医薬品の残留が認められた場合の措置。 4. 知事から、検査機関から受けた分析結果の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
	集・出荷	4, 22	集・出荷作業についての手順書が作成されていること。
		4, 23	<p>手順書には、下記事項が定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品の出血や潰瘍、物理的な損傷、奇形等を目視で観察し、食用に適さないと判断されたものは除去すること。 2. 製品には、出荷記録簿・証明書などの添付など、販売先に対して生産履歴（生産者の名称・連絡先を含む）の内容が伝達できること。
		4, 24	<p>出荷に関する内容は、下記項目についての記録があること。</p> <p>出荷年月日、製品ロット番号、養殖池番号、製品の名称、数量、出荷形態、飼料の種類、種苗の供給者名、製品の特徴（投薬記録、残留検査実施結果等）、出荷又は販売先の名称及び所在地など。</p>
		4, 25	担当者は、製品の集・出荷の結果を記録し、責任者に報告すること。
V 従事者の衛生管理	5, 1		集・出荷時における各従業員の衛生管理について、記録されていること。
	5, 2		従業員の衛生管理に関する内容は、下記項目について記録されていること。 各従業員の健康状態、着衣等の衛生状態など。
	5, 3		担当者は、集・出荷時における従業員の衛生管理の結果を記録し、責任者に報告すること。
VI 従事者の教育	6, 1		従事者に対する生産管理項目の内容周知についての手順書が作成されていること。
VII 問い合わせ・クレーム対応	7, 1		問い合わせ・クレーム処理についての手順書が作成されていること。
	7, 2		<p>手順書には、下記事項が定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 窓口と担当者。 2. 問い合わせ・クレームについて記録を残すこと。

VIII 内部検証	8, 1	定期的な内部監査を実施し、その結果とられた是正措置について記録すること。 また、システムの見直しを年1回以上行い、記録すること。
	8, 2	内部検証に関する内容は、下記項目について記録されていること。 実施日、実施者名、検証の結果など。
IX 記録等の保管	9, 1	各記録簿および水産用医薬品の残留検査の分析結果は、生産履歴が遡及できるよう期間を定めて保管すること。